

令和4年度予算による

中小企業・小規模事業者支援策

「令和4年度予算」（令和4年3月22日成立）より、中小企業・小規模事業者を対象とした支援策をピックアップし、概要をご案内します。

なお、本情報は、令和4年3月24日現在各省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。

その後の変更により最終的な施行内容と一致しない場合や、施行後に変更が行われる場合もございますので、最新情報もご確認ください。



目次

令和4年度予算による支援策 雇用支援編

pp.1-3

雇用調整助成金の特例措置	1	トライアル雇用助成金 新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース	2
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金	1	両立支援等助成金 出生時両立支援コース、育児休業等支援コース	3
産業雇用安定助成金	1	65歳超雇用推進助成金・高齢労働者処遇改善促進助成金	3
人材開発支援助成金	2		
キャリアアップ助成金	2		

令和4年度予算による支援策 経営支援編

pp.4-7

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	4	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	6
中小企業再生支援・事業承継総合支援事業	4	中小企業取引対策事業	6
事業承継・引継ぎ補助金(事業承継・引継ぎ支援事業)	5	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業	6
成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サポイン事業)	5	「新たなGoToトラベル事業」の実施と観光支援 ...	7
海外展開支援事業者活用促進事業 JAPANブランド育成等支援事業等	5	空き家対策、所有者不明土地等対策等	7
		既存住宅流通・リフォーム市場の活性化	7
		住宅セーフティネット機能の強化	7

雇用調整助成金の特例措置

事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に、その一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置が令和4年6月末まで延長されます。

支給対象	以下を満たすすべての業種の事業主 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ② 最近1ヶ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(比較対象とする月について、柔軟な取扱いとする特例措置あり) ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
助成対象	事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当等 ※ 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象(雇用調整助成金と同様に申請可)
上限額	1人1日当たり原則9,000円、業況特例または地域特例が適用される場合は15,000円

問い合わせ先:都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)もしくはコールセンター(電話)0120-603-999

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった者を対象とした「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」も、令和4年6月末まで延長されます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

感染拡大防止のために休業した小学校等に通う子どもの保護者の休暇等に伴う所得減少を補うための助成金・支援金です。対象期間が令和4年6月末まで延長されます。

労働者を雇用する事業主の方向け	助成金	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 令和4年3~6月の日額上限は9,000円(まん防実施区域は15,000円)
委託を受け個人で仕事をする方向け	支援金	就業できなかった日について(定額) 定額で、令和4年3~6月は4,500円/日(まん防実施区域は7,500円/日)

問い合わせ先:小学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(電話)0120-603-999

産業雇用安定助成金

事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために行う出向を支援します。出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。

対象となる出向	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、雇用の維持を図ることを目的とした出向
助成対象	① 出向中に要する経費(賃金、教育訓練及び労務管理調整経費など)の一部 ② 就業規則や出向契約書の整備、出向に先立つ教育訓練、出向者受け入れのための機器や備品の整備を行った場合

問い合わせ先:都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)もしくはコールセンター(電話)0120-603-999

人材開発支援助成金

職業訓練等に対する助成です。本予算では、「人」への投資に焦点を当てた制度強化が行われます。

- 民間からの提案を踏まえてメニュー化した訓練が高率助成(特定訓練コース:助成率 45%)の対象に
- 上記訓練の修了後に正社員化した場合に、キャリアアップ助成金正社員化コースによる助成額が加算

問い合わせ先:都道府県労働局

なお、同じく「人」への投資強化を目的として、「**専門実践教育訓練給付金**」及び「**教育訓練支援給付金**」における指定講座にも、民間から提案のあった訓練が拡充される他、「**特定求職者雇用開発助成金**」では民間から提案のあったデジタル・グリーン等の成長分野の事業主が一定の労働者を雇い入れた場合に高額助成を行う制度が**新設**されます。

キャリアアップ助成金

正社員化や処遇改善など、非正規雇用労働者のキャリアアップを目的とした助成金です。本予算では、前年度を大きく上回る予算付けがありました。以下の変更があります。

■ 正社員化コース・障害者正社員化コース

正社員化コース 障害者 正社員化コース	① 有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成を 廃止 ② 「人材開発支援助成金の特定の訓練修了者を正社員化した場合の加算」の対象訓練を追加 ③ 令和4年10月1日以降の正社員転換については、 ➢ 「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要に ➢ 正社員と異なる雇用区分の就業規則等の適用を6ヶ月以上受けている非正規雇用労働者に限定 ※ 「障害者正社員化コース」は、③のみ適用
賃金規定等 共通化コース	対象労働者(2人目以降)に係る加算を 廃止
賞与・退職金制度 導入コース	① 賞与または退職金の 制度を新設した場合の助成へと見直し (賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度等の制度共通化への助成は廃止) ② 対象労働者(2人目以降)に係る加算を 廃止
短時間労働者 労働時間 延長コース	社会保険の適用拡大をさらに進めるため ① 延長すべき週所定労働時間の要件を、週5時間以上から週3時間以上に緩和 ② 助成額の増額措置等を令和6年9月末までに延長(予定)

問い合わせ先:都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

トライアル雇用助成金 **新型コロナウイルス感染症対応(短時間) トライアルコース**

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者(シフト減により離職と同様の状態にあるとみなされる者を含む)で、未経験職種へのチャレンジを希望する者を試用雇用(原則3ヶ月)した場合に、その使用雇用期間中の賃金の一部が助成される制度です。

本人の希望	週の所定労働時間	支給額
常用雇用を希望する場合	30 時間以上	月額 40,000 円
短時間労働を希望する場合	20 時間以上 30 時間未満	月額 25,000 円

問い合わせ先: 都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

トライアル雇用助成金の一般トライアルコースも、引き続き実施されます。こちらは職業経験の不足などで安定した職業に就くことが困難な求職者が対象です。常用雇用への移行のため試用雇用(原則3ヶ月)する事業主に、原則月額40,000円が支給されます。

両立支援等助成金 出生時両立支援コース、育児休業等支援コース

仕事と家庭が両立できる職場環境づくりを支援する制度です。育児・介護休業法の施行に伴い、一部制度が変更されます。

出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)	<p>第1種(男性労働者が育児休業を取得した場合) 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合に対する助成が見直されます。 対象は中小企業のみ。助成額は20万円で、1事業主1回限りです。</p> <p>第2種(男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合) 新設 上記第1種の支給を受けた事業主において、男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合に対する助成です。 一定の要件を満たした中小企業が対象で、30%以上上昇までの期間(3年以内)に応じて助成額が決定されます。 男性労働者が育児目的休暇を取得した場合に対する助成は廃止されます。</p>
育児休業等支援コース	<p>代替要員確保に対する支援として、これまでは、「代替要員確保時」と「職場復帰時(職場支援加算)」に実施されていました。令和4年度は「業務代替支援」として見直し、「新規雇用」と「手当支給等」に対して実施されます。</p>

問い合わせ先: 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

65歳超雇用推進助成金・高年齢労働者処遇改善促進助成金

「65歳超雇用推進助成金」が令和4年度も実施されます。令和3年度、多数の応募により半年で締め切られた「65歳超継続雇用促進コース」も復活します。

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主を支援する「高年齢労働者処遇改善促進助成金」も、本予算に組み込まれました。

参考: 厚生労働省:「令和4年度厚生労働省所管予算案関係」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/22syokanyosan/index.html>
「雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ 対象期間の延長のお知らせ」<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000915691.pdf>
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24559.html
「令和4年4月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24071.html

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

新設の制度です。複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を、最大2年間支援します。

補助上限	1者当たりの上限額 従業員数が21人以上の場合2,500万円、6～20人の場合は2,000万円、5人以下の場合は1,500万円 1連携体当たりの上限額 1億円 ※ 「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を策定し、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等に取り組む事業者が連携体に含まれる場合は、補助上限額が1者当たり1,000万円加算、1連携体当たりの上限額も1.5億円に引き上げられます。
補助率	中小企業:1/2以内 小規模事業者:2/3以内
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、研修費(一部の経費について上限等の制限あり)

想定される取り組み例(イメージ)

- 地域の同業同士で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング。一部の事業者は事業再構築(新分野展開)を行う。
- サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務効率化を図るとともに、ネットワークを活用して新たな市場に向けて革新的な製品・サービスの提供を行う。

中小企業庁 技術・経営革新課

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援する制度です。

中小企業再生支援事業	第一次対応:窓口相談 課題解決に向けたアドバイス 要望に応じ、資金繰り支援や支援機関・支援施策の紹介を実施 第二次対応:再生計画等作成支援 事業再生支援(再生計画策定支援、金融機関等との調整) 経営者の再チャレンジ支援(弁済計画策定支援、金融機関等との調整)
事業承継総合支援事業	支援ニーズの掘り起こし 金融機関や商工団体等を通じた事業承継診断でニーズの掘り起こし 窓口相談対応でニーズを顕在化 ニーズに応じた様々な支援 親族内承継支援(事業承継計画策定支援・経営者保証解除のサポート) 第三者承継(M&A)支援(金融機関・仲介業者への橋渡し、専門家派遣) 経営資源引継ぎ型創業支援(後継者人材バンク、創業セミナー) 転廃業時の経営資源引継ぎ支援(引継ぎ先のマッチング・専門家紹介)

中小企業庁 金融課・財務課

事業承継・引継ぎ補助金（事業承継・引継ぎ支援事業）

事業承継・引継ぎ（M&A）に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ（M&A）時の専門家活用費等を支援する制度です。令和4年度においては、経営者の再チャレンジを後押しすべく、一定の条件の下で**廃業費用のみを支援する枠組みが新設**されます。

対象経費	① 経営革新にかかる費用 （事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等） ② 仲介・フィナンシャルアドバイザー手数料※、デューデリジェンス費用等の事業引継ぎ時の専門家活用費用（セカンドオピニオンも含めて補助+表明保証保険料も補助対象） ※ 「中小 M&A 支援機関に係る登録制度」に登録された者に対するもののみが対象
------	--

支援の枠組み	補助率	補助額
経営革新 親族内承継、M&A、創業等	1/2	300万円以内
	1/2	300～500万円以内
専門家活用	1/2	400万円以内
廃業・再チャレンジ	1/2	150万円以内

中小企業庁 財務課

成長型中小企業等研究開発支援事業（旧:サポイン事業）

中小企業が大学等と連携して行う、研究開発や AI/IoT 等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援する制度です。令和4年度からは、次の2点の拡充が予定されています。

- 大学・公設試等に対し、研究開発や事業化の進捗状況等に応じて段階的な補助率を適用するインセンティブ設計が付加されます。
- ファンド枠が新設されます。研究開発に取り組む中小企業等が自立的に取組を拡大できるエコシステムの形成を重点支援するもので、補助上限額が1億円(3年間の総額で3億円)に拡大されます。

中小企業庁 技術・経営革新課

海外展開支援事業者活用促進事業 JAPAN ブランド育成等支援事業等

海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援する制度です。JAPAN ブランド育成支援等事業と現地ニーズ等活用促進事業があります。令和4年度の JAPAN ブランド育成支援等事業では、事務局が選出した支援パートナーを活用した上で事業を実施することが要件となります。

中小企業庁 創業・新事業促進課

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

各都道府県によろず支援拠点を設置し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備する予算です。

よろず支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ● コーディネーターが経営課題の相談に無料対応 ● 経営課題が明確でない場合は、課題の整理・分析 ● パフォーマンス分析等
専門家派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を派遣し、初回は無料で支援を実施(2回目以降は一部事業者負担)
中小・小規模事業者支援サービスの高度化実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ● オンラインで個社に適した支援策等が見つかる仕組みづくりを創出 ● 民間支援ビジネスによる適切なサポートが受けられる体制の構築 ● 補助金等のデータを開放

中小企業庁 経営支援課・総務課

中小企業取引対策事業

サプライチェーン全体における取引環境の改善や、賃金引上げに向けた環境整備など、中小企業が抱える課題に対処するための事業です。具体的には、下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺による相談対応等が実施されています。令和4年度は、下請取引の実態把握などを強化するために、現在全国に120名配置している取引調査員(下請Gメン)を倍増する計画です。消費税転嫁拒否等の違反行為の是正のため、転嫁Gメンによる情報収集・取締りも引き続き行われます。

中小企業庁 取引課

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援する制度です。商店街等で来街者の消費動向や需要の変化を把握し、これに応じた最適な供給体制を目指す中小事業者等のグループの取組を補助します。

地域商業機能複合化推進事業	<p>【ソフト事業】 デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施 AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、情報収集・分析の取組を支援</p> <p>【ハード事業】 新たな需要を創出する施設の整備 来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援</p>
外部人材活用・地域人材育成事業	<p>地域に外部の専門人材を派遣し、体制構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援と、これらの取組の全国への横展開を促進</p>

中小企業庁 商業課 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

「新たな GoTo トラベル事業」の実施と観光支援

地域観光事業支援による県民割の対象地域を段階的に拡大した上で、ワクチン接種証明や検査の活用による安全・安心の確保を前提とした仕組みに見直されます。平日への旅行需要の分散化策等を加えて、「新たな GoTo トラベル事業」が計画されています。

他にも地域経済を支える観光産業の存続のため、継続的支援が行われます。国内観光需要の回復、インバウンドの段階的復活など、観光復興への取組も予定されています。

空き家対策、所有者不明土地等対策等

人口減少と高齢化が進む中、増加が見込まれる所有者不明土地等に対処する予算です。

- 空き家の活用や除却等の総合的な支援の強化
- 住宅市場を活用した空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組支援の強化
- 地方移住への関心の高まり等の不動産市場の変化に対応した空き家等の活用促進
- 所有者不明土地等の円滑な利活用・管理を図るための仕組みに対する支援の強化
- 感染症の拡大に伴う遠隔地居住者の移動控え等に対応した空き家・空き地の管理委託等の推進
- 住宅団地における良好な居住環境の確保・再生を図る取組への支援
- マンションの適切な管理と円滑な再生の推進

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

市場環境整備や既存ストックの質向上、住宅・建築産業のリモート化を図る予算です。

- 良質な住宅ストック形成に資する長寿命化等のリフォームへの支援
- 既存住宅ストックの活用の推進等のための不動産取引環境の整備
- 長期優良住宅の認定取得促進に向けたモデル事業に対する支援
- 良質な住宅ストックの適正な評価・流通を促す仕組みの開発等に対する支援
- 住宅・建築分野における行政手続の非接触化・リモート化に向けた技術開発等に対する支援
- 住宅瑕疵情報・履歴情報等の住宅情報の統合的な収集・調査のためのデータベースの構築支援

住宅セーフティネット機能の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、住まいの確保に困難を抱えている世帯や深刻化する社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯など、子育て世帯、高齢者世帯など、誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保を図るための予算です。

- 孤独・孤立対策にも資する住宅セーフティネット機能の充実・強化
- 公的賃貸住宅の建替・改修等と併せて子育て支援施設等を導入する取組への支援
- サービス付き高齢者向け住宅の整備や誰もが安心して暮らせるモデル的な住環境整備等への支援
- バリアフリー性能等の優れた住宅の取得促進のための金融支援の推進
- 住宅ストックの活用と医療福祉施設等の誘致による UR 団地の医療福祉拠点化の推進

参考： 経済産業省：「令和4年度経済産業省関連予算案等の概要」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/index.html
国土交通省：「令和4年度予算概要」https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_008313.html



ご不明な点やご相談は、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

TEL:082-294-5000 FAX:082-294-5007